

## 多治見市一般廃棄物（ごみ処理）基本計画 改訂（中間見直し）について

多治見市一般廃棄物（ごみ処理）基本計画は、平成 15 年度から 24 年度までの 10 年間の計画期間として策定されました。その後、平成 19 年 3 月に笠原町合併に伴い一部を見直し、第 2 次基本計画は平成 25 年度からの 10 年間の計画期間としました。

しかし、平成 27 年度に循環型社会システム構想が終了したことから、平成 28 年度に第 3 次基本計画を策定しました。

平成 29 年度から平成 38 年度（令和 8 年度）までの第 3 次基本計画の策定内では、社会情勢や法体系の変化に伴い、5 年目の令和 3 年度に見直しを行うこととされています。

### 1. 見直しの概要

#### (1) 見直しの方針

基本方針は維持しながら、施設状況の変化等による変更、図・表の更新を行う。

#### (2) 語句や単語等の見直し箇所

項目	現 行	見直し後	P
第 2 章 目標年次 年度表記変更	本計画の目標年次は、平成 29 年度から <u>38 年度</u> までの 10 年間です。	平成 38 年度→ <u>令和 8 年度</u> までの 10 年間です。	3
第 2 章 目標年次 見直し時期の変更	また、社会情勢の変化等に伴う計画の見直しは、平成 29 年度から 5 年目の <u>平成 33 年度</u> を目途に行います。	…5 年目の <u>令和 3 年度</u> に行い、 <u>計画策定の諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じ見直しを行います。</u>	3
図 3-1 ごみ処理体系 図 5-1 ごみの適正処置と資源化 破碎、堆肥化センター注釈	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎ごみ処理</li> <li>・池田南地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市大江工場を追加</li> <li>・モデル地区に変更</li> </ul>	5 ・ 30
第 3 章 ごみの排出状況 第 2 節 排出抑制・再資源化の現状 (2) 生ごみ処理装置購入補助	その後（平成 22 年度制度見直し後）減少傾向に転じており、普及または啓発方法や制度のあり方について検討することも必要となっています。	（令和 2 年度は増加のため）全文削除	7
第 3 章 ごみの排出状況 第 3 節 収集・運搬の状況 (3) 家電 4 品目の引取状況	<u>平成 27 年度</u> までの引取実績を表 3.12 に示します。	<u>平成 28 年度</u> からの引取実績を表 3.12 に示します。 （平成 27 年度まで笠原クリーンセンターの引取があったため、28 年度からの表に変更）	13
第 3 章 ごみの排出状況	平成 18 年 1 月からは、堆肥化	平成 18 年 1 月からは、堆肥化	

第4節 中間処理の現状 堆肥化センターの再資源物 市民病院給食削除と池田南地区の部分を変更。	センターが稼動し、小中学校及び市民病院の給食から排出される残菜や残飯、モデル地区や池田南地区の住民の協力により集められ生ごみの堆肥化及び分別収集された…	センターが稼動し、小中学校の給食から排出される残菜や残飯、モデル地区の住民の協力により集められた生ごみの堆肥化及び分別収集された…	15
第3章 ごみの排出状況 第6節 現況におけるごみ処理の課題 3. 中間処理 堆肥化センター再資源化	また、堆肥化センターは、学校給食センターや市民病院からの給食やモデル地区の調理残渣や残飯等の再資源化（リサイクル）を行い、…	また、堆肥化センターは、学校給食やモデル地区の調理残渣や残飯等の再資源化（リサイクル）を行い、…	27
第4章 ごみ処理基本計画 第3節 中間処理 6. 分別により収集された資源の処理	家庭から 23 分別により収集された資源については、品目ごとに有効な方法で、再生利用を行うため回収業者へ引き渡します。	家庭から 23 分別+1 区分により収集された資源については、品目ごとに有効な方法で、再生利用を行うため回収業者へ引き渡します。	39
【計画全体】 各種統計資料について	表…平成 21 年度 ～平成 27 年度	表…平成 26 年度～令和 2 年度 文中…最新のデータを反映	全面

(3) 内容の見直し箇所

項目	P
「第3章 ごみの排出状況 第1節 ごみ処理の概要」等に <u>破碎ごみの処理方法の追加</u> (2) 破碎ごみ（粗大ごみを含みます。）は、破碎選別の後、鉄とアルミは再資源化され、それ以外は焼却溶融処理されます。 <u>しかし、令和元年8月に発生した火災により破碎選別機が破損したため、破碎選別は現在行っていません。</u> <u>破碎ごみは、手作業により分別した後、三の倉センターで焼却処理をするか、名古屋市の大江工場へ処理委託しています。</u>	4
図 3-1 注釈 <u>※令和元年の破碎設備焼失により、市の施設で破碎処理ができないため、破碎ごみの処理が変更されています。</u>	5
「第3章 ごみの排出状況 第2節 排出抑制・再資源化の現状 1. ごみの発生抑制」に <u>レジ袋有料化流れ、プラスチックごみの減量化・資源化の流れを追加</u> (また、平成 20 年 10 月には、廃棄物の発生抑制と省資源化のためにレジ袋の有料化が始まり、現在、多くの店舗で実施されています。) の変更。 また、 <u>平成 19 年 4 月に「改正容器包装リサイクル法」が施行され、平成 20 年 10 月からレジ袋の有料化が始まりました。令和 2 年 7 月にはレジ袋の有料化の取り組みが促進され、</u>	6

<p>プラスチックごみの減量化・資源化の取り組みが進められています。</p>	
<p>「第3章 ごみの排出状況 第2節 排出抑制・再資源化の現状 2. 収集前段階における再資源化」資源集団回収助成の変遷を追加。</p> <p>平成3年4月から古紙等を集団で回収する市民団体に奨励金を交付し、回収促進を図ってきました。少子や市による23分別収集開始の影響等で減少傾向が続く中、平成17年にはごみ処理手数料改定（値上げ）の影響もあり一時的に増加しました（表3.2）が、その後は減少傾向にあります。また、平成23年度に助成単価の見直しをし、平成24年度より助成単価の改正を行いました。</p> <p>しかし、少子高齢化や市による23分別収集開始の影響、民間での回収ステーションの増加等で回収量は減少傾向が続いています。</p> <p>平成31年度に大規模な団体対象の特別奨励金を廃止し、小規模な団体への支援が手厚くなるように助成単価を引き上げる見直し、令和2年度から適用しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、資源集団回収の中止が増え、回収量が減少しました。（表3.2）</p>	6
<p>「第3章 ごみの排出状況 第2節 排出抑制・再資源化の現状 3. 収集・中間処理段階における再資源化」等に「資源回収23分別から、平成24年度「23分別+1区分」を追加。</p> <p>平成12年度から23分別による資源回収を始め、平成12年度から23分別による資源収集を始め、平成24年4月からは、『陶磁器食器』についても資源として追加し、『23分別+1区分』としました。</p>	7
<p>「第3章 ごみの排出状況 第2節 排出抑制・再資源化の現状 2. 収集・運搬実績 (1) 家庭系ごみ」減少傾向だった燃やすごみや資源回収量が変化したことについて追加。</p> <p>また、平成17年7月には、更なるごみ減量と23分別収集の徹底を目指して、廃棄物処理手数料（ごみ袋料金等）の大幅な値上げを実施したことにより、燃やすごみの収集実績（表3.10）について、毎年度減少傾向を示してまいりました。また、資源回収量についても、減少傾向ですが店舗等の回収ステーションでの回収が増加したためと減少傾向だったと考えられました。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭での食事回数や清掃・整理の機会が増加し、家庭ごみの排出量や資源化が増加したと考えられます。（表3.5）。（令和2年度分追加）</p>	12
<p>「第3章 ごみの排出状況 第4節 中間処理の現状」破碎ごみの処理方法の変更（破碎ごみは、焼却場に併設するリサイクルストックヤードで破碎選別し、金属類を回収後、残渣を焼却溶融処理します。）を削除し、下記に変更。</p> <p>破碎ごみは、手作業により分別した後、三の倉センターで焼却処理、または名古屋市の大江工場に処理委託されています。また、焼却炉から排出されるメタルとスラグは建設資材として資源化されます。最終的に埋め立てとなるのは、焼却後飛灰となり、重量は元のごみの6%程度になります。</p>	14

<p>「第3章 ごみの排出状況 第4節 中間処理の現状」発泡トレイの扱い変更追加。  (トレイは大畑センターにおいて、手選別作業を行い、再生業者へ引き渡しています。)を削除し、下記に変更。  <u>発泡トレイは、大畑センターで手選別作業を行い、白色発泡トレイは容器包装リサイクル協会にリサイクルを依頼しています。色・柄発泡トレイは、令和元年度から、暫定的処理として焼却しています。</u></p>	14
<p>「第3章 ごみの排出状況 第5節 最終処分 (1)大畑センターの概要」に三の倉センターの火災による一時仮置き場としての機能を追加。  <u>現在、大畑センターでは令和元年8月に三の倉センターで発生した火災で粉砕機が使用できないため、破砕ごみの一時仮置き場として利用しています。</u></p>	20
<p>第3章 ごみの排出状況 第6節 現況におけるごみ処理の課題 2. 収集・運搬 高齢者等戸別収集の導入の変更。  (独居高齢者や高齢者世帯の排出困難者に対する収集について、検討していく必要があります)を下記に変更。  <u>排出困難者対策として、令和3年4月から高齢者世帯等を対象として、粗大ごみの戸別収集を開始しました。</u></p>	26
<p>「第3章 ごみの排出状況 第6節 現況におけるごみ処理の課題 1. 排出抑制・再資源化」に料金改定を追加。  事業系の燃やすごみの増加率が著しい状況から、平成17年7月には、家庭ごみと合わせて処理手数料の値上げを実施し、<u>平成29年4月と令和元年8月に消費税相当分のみを転嫁するための手数料の改定をしました。</u></p>	26
<p>「第3章 ごみの排出状況 第6節 現況におけるごみ処理の課題 3. 最終処分場」に笠原クリーンセンター休止を追加。  笠原クリーンセンターは、安定型処分場と管理型処分場を併設していますが、平成21年3月の焼却停止に伴い、安定型5品目の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類のみの埋立てとなっています。<u>平成28年4月から受け入れを休止しています。</u></p>	27
<p>「第4章 ごみ処理基本計画」関連する法律の変遷 「プラスチック資源循環促進法」を追加。  <u>プラスチックごみへの対応の機運の高まりから、令和4年4月1日「プラスチック資源循環促進法」が施行されることとなり、プラスチックごみの国内循環の促進が必要とされています。</u></p>	29

※ページは現時点の改訂版(案)なので、実際のレイアウトやページとは異なります。